



せんだい健幸省エネ住宅 補助金（部分改修向け）

申請の手引き

（令和7年度版）



【提出・問い合わせ先】

カメイ株式会社内 センдайエコトク補助金事務局

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2-7-12 南町通MKビル3階

TEL:022-393-8966

メールアドレス：sendai-ecotoku@kamei.co.jp

平日9時00分～17時00分

提出は郵送にてお願いいたします。

注意事項

補助金の事前申込(申込書の提出)について

申込書は必ず**工事完了後**に提出してください。
対象となる工事が申込書提出日までに完了していない場合、**補助金の交付はできません。**

工事前後の写真撮影について

必ず15～18ページの、〈正しい撮影方法〉と〈良くない撮影方法〉を確認した上で撮影してください。
仙台市ホームページにも掲載しています。
写真に不備があり、撮り直しができない場合は補助金の交付はできません。

1.申請及び実績報告の流れ

その1

対象となる工事であるかなど確認

P2,3

その2

工事前に必ず写真を
撮影してください

工事前の写真撮影
工事開始
工事完了後の写真撮影

P15,16

その3

事前申込（申込書の提出）

P7

受付期間
6月2日～6月11日
9月1日～9月10日
12月1日～12月10日

仙台市が申込内容を確認し、結果をお知らせします

その4

本申請

P7~16

（結果を受け取った後、2週間以内に交付
申請兼実績報告書類一式の提出）

件数によっては
2,3ヶ月かかります

仙台市による審査

その5

補助金交付額の確定
（仙台市からお知らせを送ります）

P17

その6

請求書提出

P17

振込まで2ヶ月ほど
かかります

補助金交付（口座振込）

2.対象となる住宅

対象となる要件

市内にある居住住宅
又は市内にある居住予定の既存住宅（※）
（※）既存住宅とは、人が居住したことのある住宅のこと

3.申請ができる方

以下のすべてに該当する個人

対象となる要件

- ・申請する住宅の所有者、その配偶者又は一親等の親族（※1）
（※1）他に所有者がいる場合、全ての所有者から同意が得られている必要があります
- ・市内に住所があること（※2）
（※2）申請者が単身赴任等により市外にお住まいの場合、申請する住宅の所有者、その配偶者又は一親等の親族が対象となる住宅にお住まいであれば申請が可能です（詳しくは10ページをご覧ください）。
- ・仙台市の市税を滞納していないこと
- ・暴力団等と関係を有していないこと
- ・同一年度内に申請を行っていないこと
- ・補助対象事業について、仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けていない方

4.対象となる工事の要件

工事が補助の対象となるかは、施工事業者にご相談ください。

改修部位	対象となる工事の要件
共通	・ 令和7年4月1日以降に工事着手 したもの
窓	・ 工事の方法が内窓設置（※1）または外窓交換であること ・ 熱貫流率（※2）1.5以下とする工事であること ・ 既存建築物に設置された外気と直接接している窓の改修であること ・ 新しく取り付ける窓は国の「先進的窓リノベ2025事業」登録製品であること ・ 玄関扉でないこと ・ 過去に仙台市の補助金の交付を受けた窓でないこと ・ 外窓交換の場合、既存窓を取り除き、同位置に新たな窓を設置するものであること
床	・ 既存の断熱材は含めず、新しく導入する断熱材が平均熱抵抗値（※3）1.0以上の改修工事であること （基礎断熱の場合は、平均熱抵抗値0.5以上とする改修工事であること）
壁、屋根 又は天井	・ 既存の断熱材は含めず、新しく導入する断熱材が平均熱抵抗値2.0以上の改修工事であること ・ 屋根又は天井の場合、既存建築物に設置された外気と直接接している部分の改修であること
LED照明 交換工事	・ 住宅の一部（窓、床、壁、天井・屋根）のうちいずれか一つ以上の断熱改修工事に併せて行うこと ・ 蛍光灯または白熱灯等からLED照明へ交換を行う 電気工事 であること ※電球または照明器具の交換のみは対象になりません。

（※1）既存窓は、金属製建具、単板ガラスとみなす。

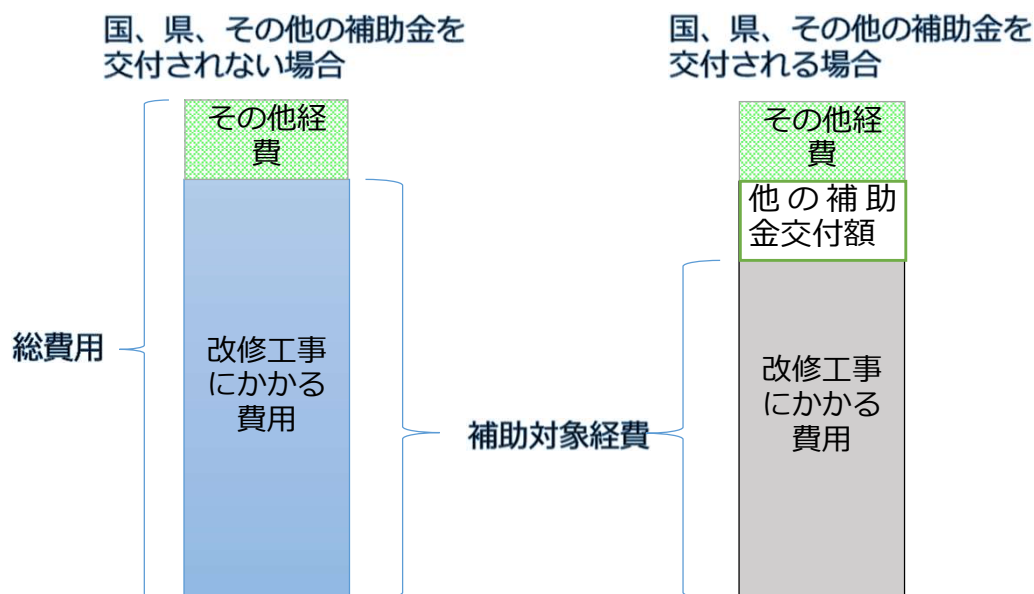
（※2）ガラス中央部ではなく、建具も含めた熱貫流率で性能を評価。内窓設置の場合は、二重窓全体（既存窓と内窓）での熱貫流率で性能を評価。

（※3）平均熱抵抗値については、5ページ参照。

5.工事にかかった費用のうち補助の対象となるもの

対象となる経費（補助対象経費）は、断熱改修工事に必要な費用（税抜金額）、LED照明交換工事に必要な費用（税抜金額）に限ります。

※国又は宮城県その他の団体から補助金が交付される場合は、当該補助金相当額を控除した額を補助対象経費とします。



○補助対象経費とみなすもの（例）

- 〈窓断熱〉・製品代・設置工事費・ふかし枠費（あくまでも窓取付のため）
 - ・既存サッシ撤去費（外窓交換の場合）・搬入費 等
- 〈窓以外の断熱〉・断熱材・解体工事費・下地張り費
 - ・フローリング、タイル、クロス張り費 等
- 〈LED照明交換工事〉・製品代・配線工事費・既存照明器具撤去費

○補助対象経費に含めないもの（例）

- ・諸経費・調査費・設計費・管理費・交通費・処分費（廃材処分費、既存窓処分費等）
- ・振込手数料・清掃費
- ・補助事業に対して一体不可分ではない工事費
（〈窓断熱〉：網戸設置・カーテンレール移設・窓枠塗装・和紙調フィルム加工等）等）

6.補助金額

〈補助上限額〉

※ a・b・cすべての工事を行った場合、最大350,000円となります。

a. 床、壁、屋根、天井

部位	平均熱抵抗値	補助上限額
床	1.0以上（0.5以上）※1	200,000円※2
壁	2.0以上	
屋根、天井	2.0以上	

※1（）内は基礎断熱の場合の値です（平均熱抵抗値の算定方法については、下図参照）。

※2 床、壁、屋根、天井のうち2つ以上を断熱改修する場合も、上限額は最大で200,000円となります。

b. 窓

熱貫流率	補助上限額
1.5 以下	100,000円

※平均熱抵抗値や熱貫流率が基準に満たない場合は、補助対象となりません。

c. LED照明器具交換

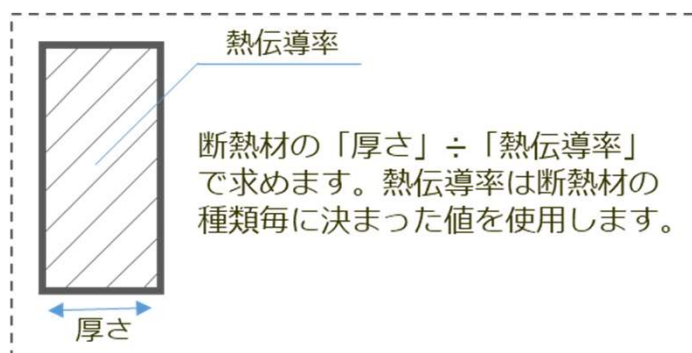
補助上限額
50,000円

※ aもしくはbいずれか一つ断熱改修工事を行った場合に併せて交換工事を行った場合に限りです。

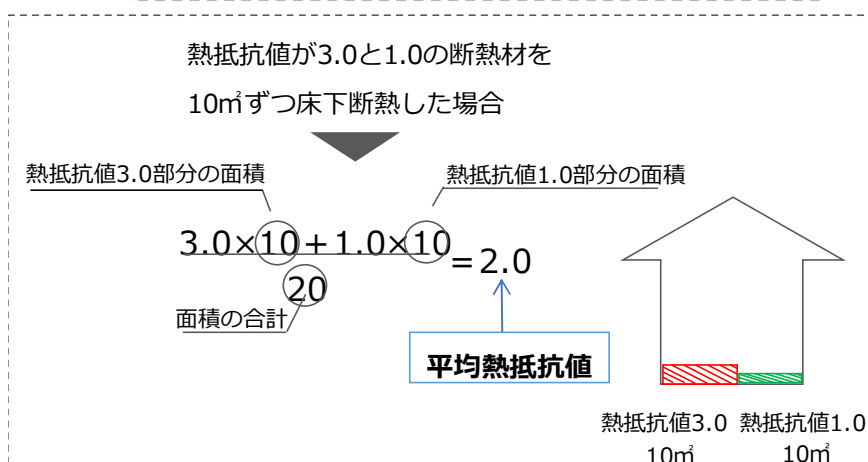
※電球の取替や照明器具のみの交換は対象となりません。

〈平均熱抵抗値の算定方法〉

① 熱抵抗値を求める▶

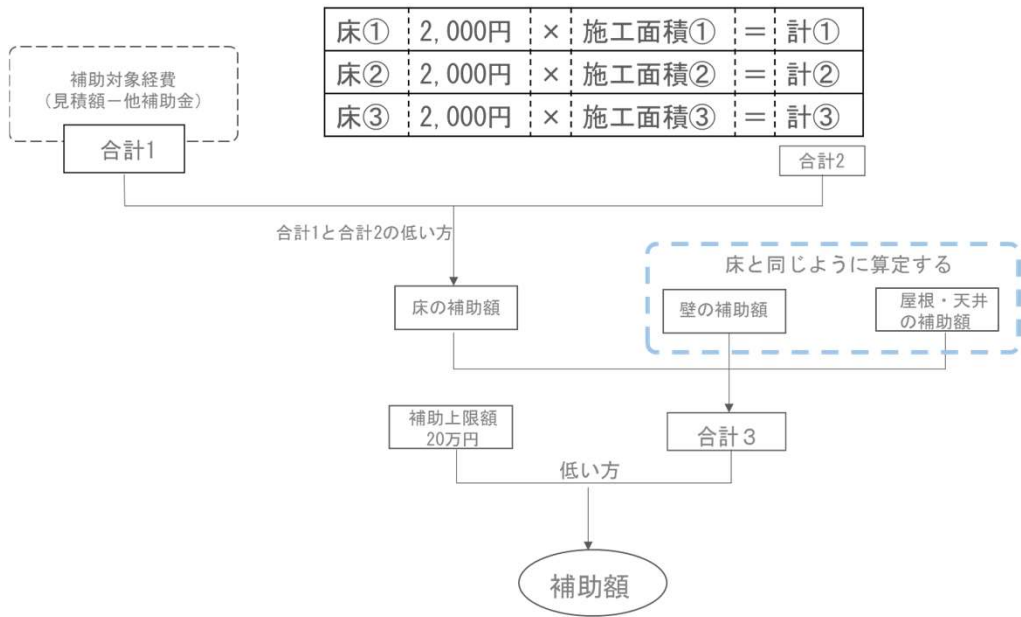


② ①の結果を用いて平均熱抵抗値を求める（床断熱の場合）▶

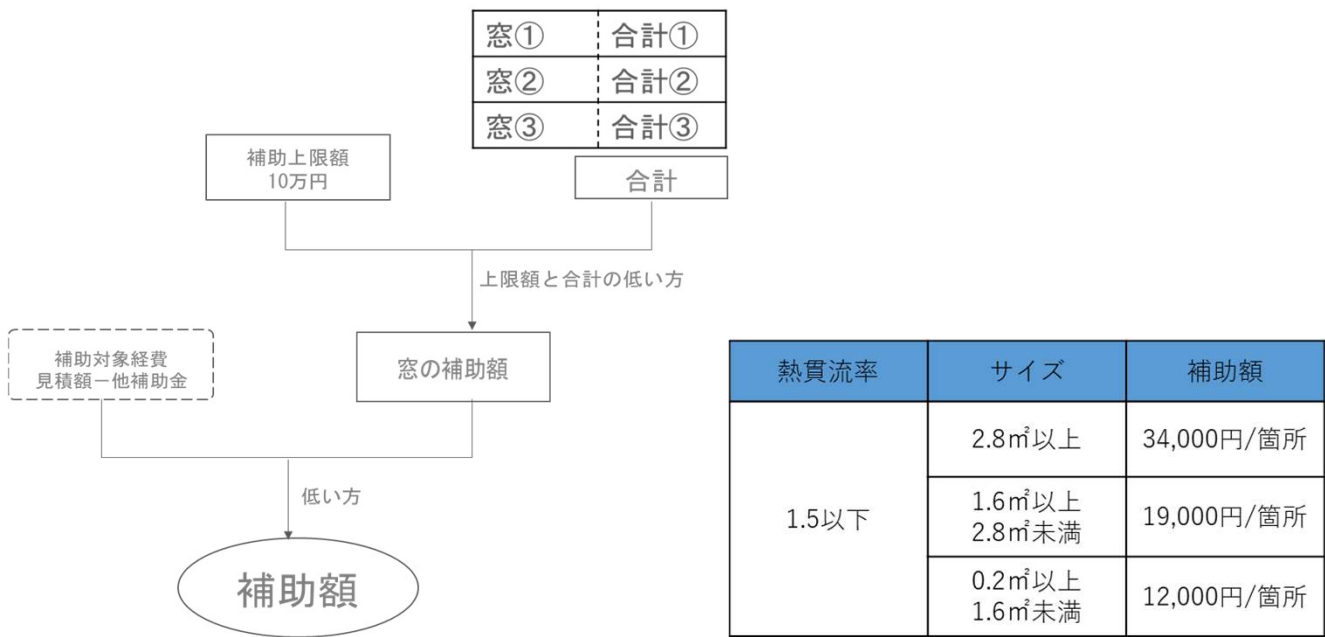


＜補助額の算定方法＞

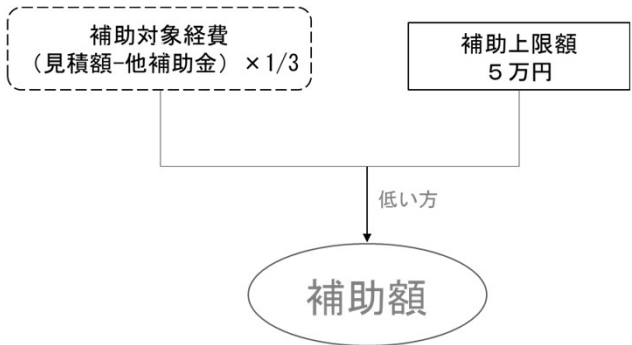
a. 床、壁、屋根、天井：補助単価（一律2,000円／㎡）×施工面積
（例）床断熱の場合



b. 窓：性能・サイズごとに定額



c. LED照明：補助対象経費を算定



7.事前申込

本申請の前に申込書を提出いただき、審査の対象となるか確認を行います。

受付期間ごとに予算枠を設けていますので、予算額は仙台市ホームページをご確認ください。予算枠を超えた申込があった場合は、その回ごとに抽選を行います。

確認や抽選の結果、審査対象となった方にはお知らせをお送りしますので、受け取った後に本申請（交付申請兼実績報告書書類一式の提出）を行ってください。

〈申込書受付期間〉**各回必着。**

第1回：令和7年6月2日（月）～6月11日（水）

第2回：令和7年9月1日（月）～9月10日（水）

第3回：令和7年12月1日（月）～12月10日（水）

- ※ 工事完了後であれば、どの回で申請いただいてもかまいませんが、申請は1回限りです
- ※ 抽選で落選となった場合も、次の回での再申請はできません
- ※ 工事の施工業者等に申請手続きの代行を依頼しても構いません（業者へご相談ください）

8.申込書の提出（記入例は仙台市ホームページを確認してください）

書類名	備考
申込書 (各回必着)	・ 郵送（様式第1号に記入し提出） ・ 電子申請（せんだいオンラインシステムでの申込み）

9.本申請に必要な書類（記入例は仙台市ホームページを確認してください）

審査対象となった方は、結果通知を受取後2週間以内に下表の必要書類を郵送によりご提出ください。

※申込金額が誤っている場合でも、申込金額を上回る申請はできません。

- ・ 提出書類はA4サイズ又はA3サイズ折込の片面印刷で提出してください。
- ・ 提出書類について問い合わせをする場合がありますので、写しを保管してください。

	書類名	備考
①	補助金交付申請 兼実績報告書	・ 様式第2号 ※捨印があれば、訂正が必要な場合でも再提出の必要はありません。
②	補助額算定表	・ 様式第3号

	書類名	備考
③	住民票	・申請者本人の原本（世帯全員分を取得した場合は全員分） ・交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に交付されたもの ・マイナンバーが記載されていないもの
④ ※	建物所有者と申請者との続柄を証明する書類	・申請者が建物所有者の配偶者または一親等の親族の場合のみ ・住民票または戸籍全部事項証明書等の原本 ・交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に交付されたもの
⑤	建物の登記事項証明書 （登記簿謄本）	・建物の登記簿謄本の原本 （登記情報提供サービスなどネットでの出力は不可） ・交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に交付されたもの
⑥	工事請負契約書 （又は工事請書と注文書のセット）の写し	・申請者の氏名、住所、改修工事場所、工事着工日、完了日、押印等を確認できること ・申請者名義の契約であること ・改修工事着手日が令和7年4月1日以降であること
⑦ ※	工事着工完了届出書	・工事請負契約書（または工事請書）で工事着工日、完了日が確認できない場合のみ ・参考様式1の内容に準ずるもの
⑧	見積書の写し	・申請者あての見積書であること ・見積の合計金額が契約書と同じ金額であること ・工事箇所番号★が記載されていること ・工事費用の内訳が分かるもの ・窓断熱改修の場合は、窓ごとの寸法が記載されていること ・窓以外の改修の場合は、施工面積、断熱材の厚さが記載されていること ・LED照明交換工事の場合は、型番が記載されていること
⑨ ※	窓の性能区分や製品型番が分かる書類	・窓断熱改修を実施する場合のみ提出 ・工事箇所番号★が記載されていること ・国の補助事業（先進的窓リノベ2025事業）の性能証明書または対象製品一覧等（対象は登録製品に限る）

※該当する場合のみ

★工事箇所番号について

〈窓、床、壁、天井・屋根〉

補助額算定表（様式第3号）に対応する番号を記入してください
〈LED照明〉

任意の番号を振り、平面図、出荷証明書と対応させてください

	書類名	備考
⑩ ※	施工証明書	・LED照明交換工事を実施する場合のみ ・参考様式3の内容に準ずるもの
⑪	建物平面図	・工事箇所番号★が記載されていること ・外窓交換の場合は、工事前後の図面 ・改修箇所を含むフロア全体のもの（1階の部屋を一部断熱改修する場合であっても、1階全体の平面図が必要）
⑫	領収書等の写し	・申請者の氏名（フルネーム）及び改修工事に要する費用を負担したことが分かるもの
⑬	建物全景写真	・様式第4号－1 ・工事後の建物全景のカラー写真
⑭	工事写真	・様式第4号－2 ・工事前、工事後の改修箇所ごと全体のカラー写真 ・工事箇所番号★が記載されていること 【窓断熱改修の場合】 窓ごとに室内から撮影すること（室外からの撮影はしない） 内窓設置の場合は、内窓を半分開けるなどし、二重窓と分かるように撮影すること 【窓以外の断熱改修の場合】 工事前写真は仕上げ材等を撤去し断熱施工する直前を撮影すること 工事後写真は断熱材の施工を完了し、仕上げ材施工前の断熱材が見える状態で撮影すること 【LED照明交換工事の場合】 カバーを外して撮影すること 蛍光灯や電球等は外さずに撮影すること 天井等周囲の状況がわかるように撮影すること

※該当する場合のみ

★工事箇所番号について

〈窓、床、壁、天井・屋根〉

補助額算定表（様式第3号）に対応する番号を記入してください
〈LED照明〉

任意の番号を振り、平面図、出荷証明書と対応させてください

	書 類 名	備 考
⑮	出荷証明書等の 写し	・ 参考様式 2 の内容に準ずること
⑯ ※	市税の滞納がない ことの証明書	・ 交付日が交付申請兼実績報告の提出前30日以内のもの ・ 区役所、総合支所で交付を受けてください。 ・ 「補助金交付申請兼実績報告書（様式第2号）」において、 <u>市 税納付状況確認に同意した場合は不要</u>
⑰ ※	他の補助金の額 が分かる書類の 写し	・ 他の補助金を受給する場合のみ提出 ・ 補助金交付申請書、交付決定通知書等の写し（申請者氏名、住 所、金額の分かるもの）
⑱ ※	その他市長が必 要と認める書類	・ 該当する場合のみ提出

※該当する場合のみ

〈申請者が市外在住の場合〉

申請者が単身赴任等により市外にお住まいの場合、対象住宅に所有者、配偶者又は一親等の親族がお住まいであれば申請が可能です。その場合、①から⑱の他に以下の書類を追加でご提出ください。

	書 類 名	備 考
⑲	戸籍謄本又は 戸籍抄本	・ 所有者と居住者の関係性が確認できるもの（④で提出済みの 場合は提出不要） ・ 交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に交付されたもの
⑳	対象住宅に居 住している方 の住民票	・ 対象住宅に所有者、配偶者又は一親等の親族が居住してい ると分かるもの ・ 交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に交付されたもの

見積書の記入例

○申請者あての見積書と分かるようにしてください。

○「補助額算定表（様式第3号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。

○床、壁、屋根・天井を改修する場合は、断熱材の種類と厚さ、施工面積を記載してください。

○窓を改修する場合は、窓ごとに寸法（幅×高さ）を記載してください。手書きで補記いただいても結構です。

仙台 太郎 様

◆床断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
1.解体工事					
既存巾木撤去		手間	36	m	570
既存フローリング撤去	厚12～15mm	〃	59.4	㎡	1,740
床組（根太）撤去		〃	59.4	㎡	1,520
1.小計					214,164
2.床工事					
新規床組	根太組@303mm	材工共	59.4	㎡	3,960
床下地張り	針葉樹構造用合板 厚12mm	〃	59.4	㎡	2,730
複合フローリング	単板張り 厚12×幅303×長1818mm	材料費	59.4	㎡	4,900
複合フローリング張り		手間	59.4	㎡	2,210
木製幅木取付け	米ツガ無節 厚12×高60mm	材工共	36	m	1,050
断熱工事 床①	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a 厚50mm	〃	59.4	㎡	2,980
2.小計					1,034,532
合計					1,248,696
諸経費	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する		187,304
総計	(建物平面図にも記載)				1,436,000

仙台 太郎 様

◆壁断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
1.解体工事					
既存壁解体	石膏ボード撤去	手間	125	㎡	1,090
1.小計					136,250
2.壁工事					
壁石膏ボード張り（GB-R）	厚12.5mm 不燃 難燃処理	材工共	125	㎡	2,350
断熱工事 壁 壁①	高性能グラスウール断熱材16K 厚105mm	〃	125	㎡	1,880
クロス張り	ビニル壁紙 下地調整共	〃	125	㎡	1,200
2.小計					678,750
合計	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する		815,000
諸経費	(建物平面図にも記載)				163,000
総計					978,000

仙台 太郎 様

◆天井断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
1.解体工事					
既存天井解体	石膏ボード撤去	手間	49	m ²	1,360
野縁組撤去	木製野縁	〃	49	m ²	810
1.小計					106,330
2.天井工事					
新規野縁組	天井野縁組 (吊木共)	材工共	49	m ²	10,500
天井石膏ボード張り (GB-R)	厚9.5mm 準不燃 継目処理	〃	49	m ²	2,300
天井断熱工事	天井① ロックウール断熱材 厚155mm	〃	49	m ²	2,170
天井クロス張り	ビニル壁紙 下地調整共	〃	49	m ²	1,200
2.小計					792,330
合計	工事箇所番号を記入 断熱材の種類と厚さを記載する 施工面積を記載する				898,660
諸経費	(建物平面図にも記載)				179,340
総計					1,078,000

仙台 太郎 様

◆窓（カバー工法）の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
既存サッシ撤去	障子 (ガラス含む) のみ	手間	2	箇所	5,250
樹脂サッシ	窓① リビング 幅2560×高1800mm Low-E複層ガラス (ガス入り)	材工共	1	箇所	137,400
樹脂サッシ	窓② 和室 幅1650×高1800mm Low-E複層ガラス (ガス入り)	〃	1	箇所	82,620
サッシ取付け	カバー工法 コーキング含む	手間	2	箇所	33,300
合計	窓ごとに寸法 (幅、高さ) を記載する				297,120
諸経費	工事箇所番号を記入				58,880
総計	(建物平面図にも記載)				356,000

仙台 太郎 様

◆LED照明交換工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
既存照明器具撤去	リビング 和室	手間	2	箇所	3,000
LED照明器具	LED① リビング AAAA1234-ZZZZ	材工共	1	箇所	8,000
LED照明器具	LED② 和室 AAAA1234-ZZZZ	〃	1	箇所	8,000
配線工事		〃	2	箇所	3,000
合計	型番を記入する				28,000
諸経費	任意の番号を記入				5,000
総計	(建物平面図等と一致させること)				33,000

建物平面図の記入例

- 最上階以外の天井は床として記載してください。
- 「補助額算定表（様式第3号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 同一壁面において断熱材の種類・厚さが異なる場合は番号を分けてください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、寸法を記載してください。
- 壁を改修する場合は、高さも記載してください。
- 壁面における窓など、断熱材を入れない部分があれば、その寸法を記載してください。

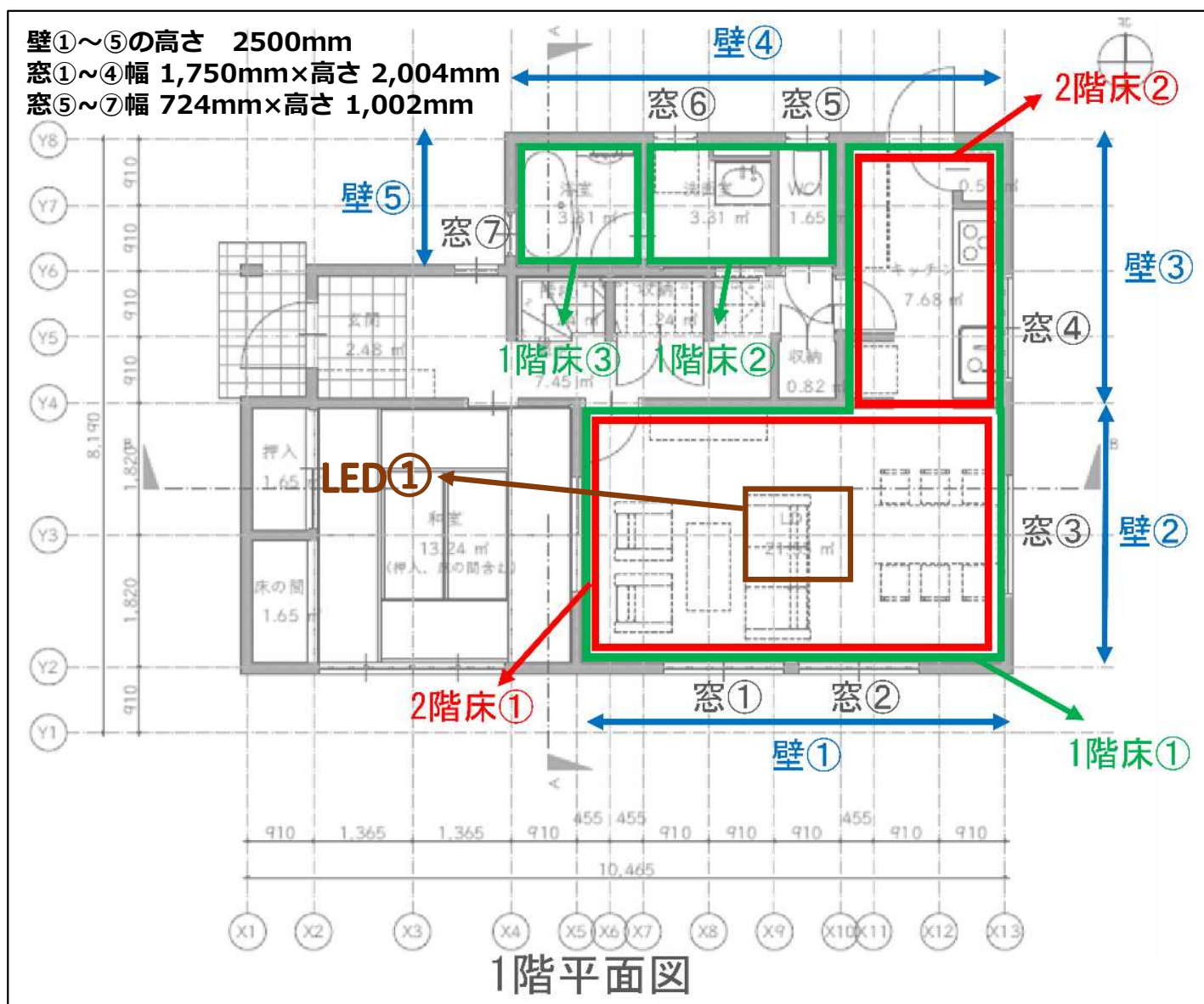
◆ 2階建ての住宅において、改修工事を行った場合

〈1階平面図の記入方法〉

※2階床①、2階床②について、1階天井を断熱改修した場合、最上階以外の天井のため床として申請する。

※壁①～⑤において、断熱材を入れない窓①～⑥の寸法を記載

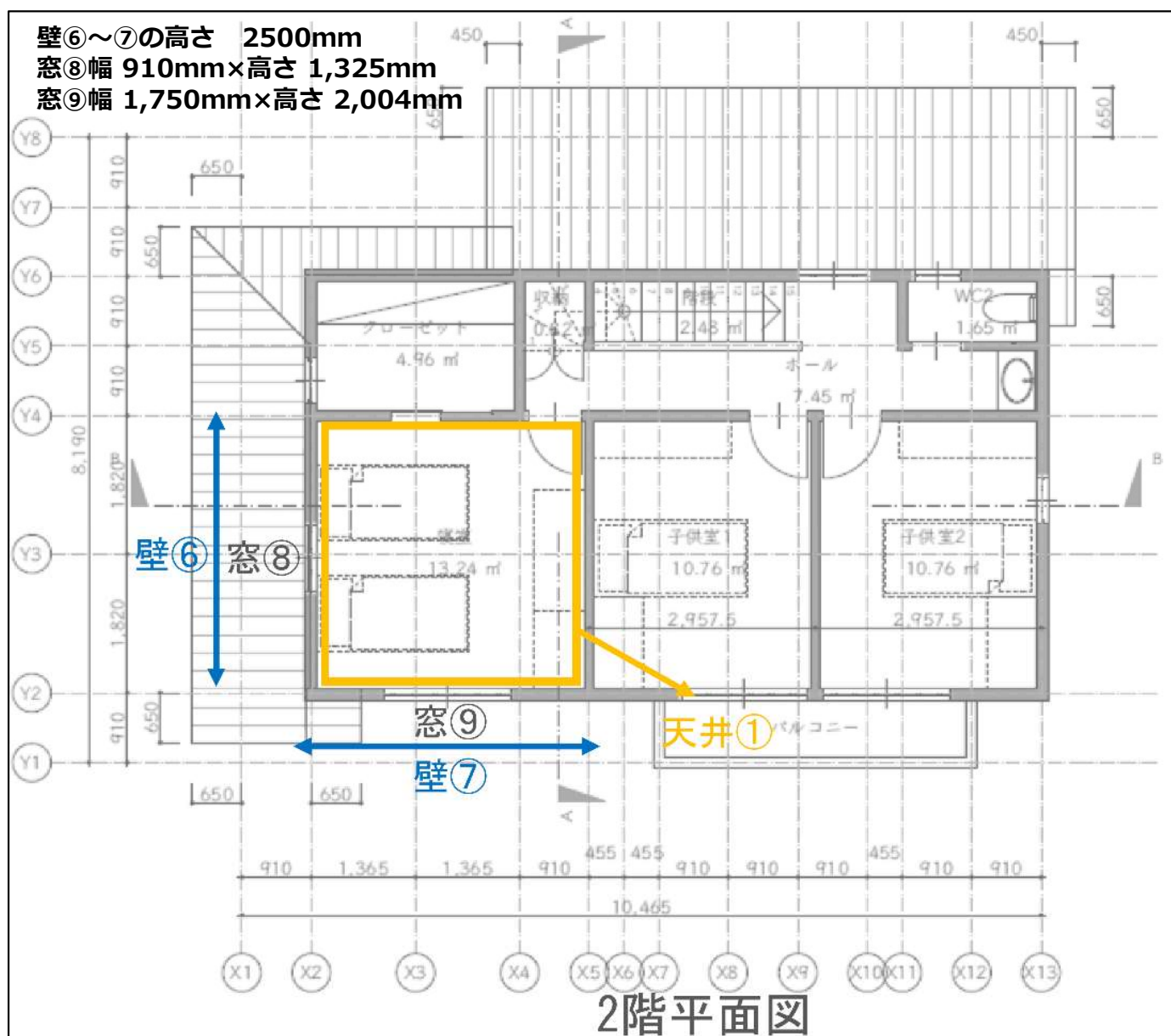
※壁②、壁③について、同一壁面だが、断熱材の種類・厚さが異なるため番号を分ける。



〈2階平面図の記入方法〉

※最上階の天井のため、天井①とする。

※壁⑥、⑦において、断熱材を入れない窓⑧、⑨の寸法を記載



工事前後の写真撮影例

〈正しい撮影方法～窓～〉

工事前写真



工事後写真



【チェックポイント】

- ✓室内側から撮影している
- ✓工事箇所ごとに撮影している
- ✓カーテンは開けた状態で撮影している
- ✓障子はすべて外した状態で撮影している
- ✓工事前後、同じ角度から撮影している
- ✓窓全体が見えるように撮影している
- ✓二重窓であることがわかるように撮影している

〈良くない撮影方法〉

※写真の撮り直しを依頼します。

※撮り直しができない場合は、**補助金を交付できません。**

窓の確認がとれない



【改善点】

障子は取り外し窓全体が見えるように撮影する

カーテンで窓が見えない



【改善点】

レースカーテンはしっかり開け、タッセル等で束ね、窓にかからないようにする

〈良くない撮影方法〉

※写真の撮り直しを依頼します。

※撮り直しができない場合は、**補助金を交付できません**。

窓全体が確認できない
写真がぼやけている

〈その他〉
窓を外側から撮影している
写真を加工している
逆光や部屋が暗く、窓枠の確認がとれない



【改善点】

外窓交換でも内側から撮影する。
窓枠が確認できるように、光の加減に注意する。

【改善点】

見切れないように撮影する。
ピントを合わせて撮影する。
移動できる家具は移動して撮影する。

工事前後の写真撮影例

〈正しい撮影方法～床、壁、屋根・天井～〉

工事前写真



工事後写真



【チェック事項】

- ✓施工部位ごとに撮影している
- ✓断熱材の種類ごとに撮影している
- ✓工事前写真は仕上げ等を撤去し断熱施工する直前を撮影している
- ✓工事後写真は断熱材の施工を完了し、仕上げ施工前の断熱材が見える状態で撮影している
- ✓使用する断熱材がすべて見えている

〈良くない撮影方法〉

※写真の撮り直しを依頼します。

※撮り直しができない場合は、**補助金を交付できません。**

仕上げ等を撤去していない



【改善点】

たたみ等を撤去し、断熱施工する直前を撮影する

工事前後の写真撮影例

〈正しい撮影方法～LED照明～〉

工事前写真



工事後写真



【チェック事項】

- ✓設備全体が見えるように撮影している
- ✓工事箇所ごとに撮影している
- ✓照明器具の形状がわかるようにカバーは取り外して撮影している
- ✓蛍光灯や電球等は外さず撮影している
- ✓天井等周囲の状況が分かるように撮影している

〈良くない撮影方法〉

※写真の撮り直しを依頼します。

※撮り直しができない場合は、**補助金を交付できません**。

カバーを取り外していない



工事前後の写真で同一場所であることがわからない



【改善点】

カバーを取り外し、蛍光灯等がわかるように撮影する

【改善点】

同一場所とわかるように部屋の角や窓、家具などが写るように撮影する

10.補助金交付額の確定

審査の結果、交付申請兼実績報告書の内容が適正であるときは、「補助金交付決定及び額確定通知書」を**申請者本人宛て**に送付します。

必要に応じて、手続き代行業者へ通知があったことを連絡してください。

なお、断熱改修工事等を確認するために、現地調査を行う場合があります。

11.補助金の交付請求

交付決定及び額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書（様式第7号）」を郵送により環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

（記入例は仙台市ホームページをご確認ください。）

【注意点】

- ・補助金を振り込む口座は、申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。
- ・便宜上、交付申請兼実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・請求金額及び請求日について、**修正不可**となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

12.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。

なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2か月程度期間を要する場合があります。

【注意点】

- ・補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等での確認をお願いします。
- ・特に年末と年度末は会計処理が集中するため、長めにお時間をいただく場合があります。

13.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備等を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内に補助金により取得した機器を処分しようとするときは、あらかじめ「補助金財産処分承認申請書（様式第9号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。また、取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

14.補助事業完了後の市への協力

本補助金を交付した方に市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する広報や調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。